尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

令和 4 年度第 1 号 通 算 第 5 5 号 令和 4 年 7 月 27 日 尼 崎 市 総 務 局 人事管理部給与課

一令和4年6月期の期末手当等について一

◎日時・場所

令和4年6月13日(月)午後7時30分~午後9時(中央北生涯学習プラザ 学習室B・C)

◎交渉に先立っての発言(人事管理部長)

これまで、嘱託労組の皆様におかれては、本市の市政運営にまつわる様々な課題等について理解と協力をいただき、改めて感謝申し上げる。また、新型コロナウイルス感染症は、現在は全国的に感染者数が落ち着いてきており、今回についてはコロナ禍以前に近い形式で開催できたところであるが、依然として予断を許さない状況にあり、今後の感染者数の状況によっては昨年度同様の形式で、開催しなければならないことなど、改めて理解をいただきたい。

さて、昨年の人事院勧告では、一昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が見られることなどを背景に、例月給は2年連続の据置き、特別給においても2年連続となる引下げが示されたところである。また、本市の財政状況に目を向けても、今後も社会保障関係費や公債費が高い水準で推移するなど、依然として厳しい状況にあり、そうしたことについて、引き続き、理解・協力をいただきたい。

このような中では、職員一人ひとりの力が重要であり、そのためにも、我々労使が緊密に協議を 行うことが大切である。引き続き、協力と理解をいただきながら、話合いを基調として着実に解決 を図っていけるよう、お願い申し上げる。

◎今回の交渉の主な目的

令和4年5月30日に2022夏季一時金等に関する統一要求書及び独自要求書が組合から提出されたことを受け、組合と交渉の場を持った。

◎組合への提案・回答

(回答メモ) 令和4年6月に支給する期末手当について

別紙1

(回答メモ) 令和4年5月30日付け「要求書」に対する回答について

別紙2

(提案メモ) 育児休業の取得回数制限の緩和等について

別紙3

◎具体的な交渉内容

1 令和4年6月に支給する期末手当について

協議の要旨

支給月数を 1.2 月 (対前年度△0.075 月) とする回答を示した上で、具体的な協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張

人事院勧告を受けて、常勤職員の期末手当の 支給月数が引き下げられたことに伴い、会計年 度任用職員も同様に引下げというのは納得でき ない。国における賃上げ等の処遇改善を図る動 きに逆行するだけでなく、引下げによる職員の モチベーション低下も懸念される。

当局の回答

今夏の非常勤行政事務員に支給する期末手当の平均額は約237千円であり、前年度と比較すると1千円程度の引下げとなる見込みである。一方、常勤職員においては、支給月数△0.075月に加えて、昨年12月に実施するはずであった引下げも今回実施するため、対前年度で9.1%の減となっており、必ずしも常勤職員と同様の引下げというわけではない。

また、会計年度任用職員も常勤職員と同じく 地方公務員である以上、報酬等については市民 からの理解を得る必要があり、その一つの根拠 が人事院勧告であると考える。今回の支給月数 については、昨年の人事院勧告を踏まえて引下 げとなるものの、人事院勧告を拠り所とするか らこそ、増の勧告がなされた際は、増に向けた 協議をすることが可能となると考えている。

対前年度で、支給月数△0.075月であるにもかかわらず、平均支給額では約1,000円のみの減にとどまる要因は何か。

支給月数が減となる一方で、再度任用時の経験を踏まえた初任給の再算定により全体として報酬月額は増となっており、加えて、任用上限年齢の撤廃に伴う60歳超の報酬見直しや保育士等の処遇改善といった見直しを昨年度に実施したことにより、基礎となる報酬が上がっていることに伴い、平均では1,000円程度の引下げにとどまったものである。したがって、支給月数は減となっているものの、支給額は増えている職員も一定数存在しているところである。

当局は人事院勧告というが、会計年度任用職 金が増となることはないのではないか。勤勉手 当を支給していただきたい。

近年の結果だけを見れば、組合の主張すると 員には勤勉手当が支給されていないため、一時 │ おりであるが、過去に期末手当が上がったこと があれば、勤勉手当が下がったこともあり、今 後の動向は分からないものの、人事院勧告での 期末手当の増が否定されているわけではないと 考える。

> また、パートタイムの会計年度任用職員に対 しては、現行の地方自治法の規定上、勤勉手当 を支給することはできない。

勤勉手当を支給することはできないで終わる のではなく、人材確保につながることも踏ま え、独自の取組を行っていくべきではないか。

各職場の人員不足は深刻な状況であり、これ を解消するには処遇改善を図るしかない。現場 の実態を理解するためにも、当局には現場を見 に来てもらいたい。

本市で数年間任用された職員が、その後に他 都市に転職してしまうということもある。そう ならないよう、処遇改善を図るべきではない カシ

今回、男性職員の育児のための休暇の対象期 間の拡大等の男性職員が働きやすい職場環境の 整備についても、提案されている。こうした提 案自体は一定評価できるものであるが、実際に 男性が働き続け、こうした制度を活用できるよ うにするためには、報酬面も踏まえた処遇改善 が必要ではないのか。

法律上、勤勉手当の支給が難しいのであれ ば、割増報酬で支給することも考えられるので はないか。今回の交渉状況を踏まえ、一旦持ち 帰って再度協議いただきたい。

法律上、勤勉手当を支給することができない とされている点の見直しについては、機会を捉 えて県に働き掛けていきたいと考えている。

各職場で日々の業務に尽力いただいているの は理解しているところである。ただ今お聞きし た要望についても、機会があれば対応したい。

欠員については、常勤職員においても生じて おり、その背景には雇用形態の変化などの昨今 の社会情勢があるかもしれないが、人材が他都 市と取り合いになっていることは認識してい る。そのような中で、令和2年度の会計年度任 用職員制度への移行時に休暇を含め処遇改善を 図るなど、決して処遇の引下げばかりを行って いるわけではないことにご理解いただきたい。

様々な理由によりフルタイムの常勤職員では なく、勤務時間が短い会計年度任用職員を選択 することは性別にかかわらずあり得るところで あり、男性に限った話ではないのではないか。

なお、今回の提案は、報酬水準という観点で はなく、働きやすさを推進するという観点で、 有意義なものと認識している。

承知した。

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

2 独自要求書について

協議の要旨

要求書に対する回答を示した上で、具体的な協議を行った。

要求書に対する回答を示した上で、具体的な協議を行った。	
尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
報酬について	
60 歳までは経験年数に加味していただきた	報酬の取扱いについては、会計年度任用職員
い。任用上限年齢は撤廃されたが、依然として	への移行時に労使間で協議・交渉を重ねる中
賃金面において、常勤職員とは差があり、年金	で、常勤職員に準拠する形で導入したものであ
額にも影響することに理解いただきたい。	る。
	また、年金額は、毎月支払う保険料の額に応
	じて決定されることから、年金額の増額は、毎
	月の保険料の増額を意味することを申し添え
	る。
非常勤行政事務員の採用について	
児童ホームにおいては、現在、派遣職員の活	派遣職員の活用は、飽くまでも人員不足解消
用を行っていることを理由に、非常勤行政事務	の一助として行っているものであると原局から
員の採用募集を停止している。今回の回答によ	聞いている。派遣職員の活用を理由に、採用募
れば、人員不足は解消されていない以上、非常	集を停止しているわけではないと思われるが、
勤行政事務員の募集も引き続き行うべきと考え	今回このような話があったことについては、原
るが、どうか。	局へ伝えておく。
定期的な公募の実施について	
今年度から定期的な公募の実施を行うことと	定期的な公募の実施は、地方公務員法上、平
されているが、定期的に試験があることを敬遠	等取扱いや成績主義が求められていることに基
して、より人員不足が深刻化するのではない	づくものである。そのような中で、労使協議の
か。	上、一定の経過措置を実施しつつ、昨年度に制
	度を構築したものであることを理解いただきた
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
定期的に公募があることについて、採用時の	報酬等の賃金面の提示と同様に、任用後のト
募集要項から省略することはできないのか。	ラブルを招くことがないよう、募集時に定期的
	に公募試験を実施する旨も提示しておく必要が
	ある。
公募が定期的にあることを理由に、応募しな	制度導入時の交渉の中で、組合側も当制度の
いということも考えられる。募集要項の記載時	趣旨は理解いただいているものと認識してい
にも、表現の工夫が必要であると考える。	る。その上で、欠員を解消できない理由につい
	ては、様々な要因があり得るところであり、公
	募を定期的に行うことが決定的な要因であるの
	であれば、表現の工夫についても検討していき
	たい。

各所属で行っている採用募集についても、応 募の問合せさえもしづらいなど、形式的な対応 となっているものが多いのではないか。

ご指摘のとおり、採用募集について漫然と同 じ方法を繰り返している実態があるのであれ ば、所属において工夫する余地はあると考えら れる。職場内でも、アイデア提案を含めて、意 見交換を行っていただきたい。

風通しの良い職場環境について

より良い職場環境となるよう、各職場での話 だと考える。当局からも働き掛けていただきた 11

職場の人間関係の悪化は、各職場におけるコ 合いについても、担当課が関わって協議すべき | ミュニケーション不足によるものが大きな要因 の一つだと考えられることから、様々な研修を 通して各職場へ伝達していきたいと考えてい る。

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

3 育児休業の取得回数制限の緩和等について

協議の要旨

提案メモを示した上で、具体的な協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
提案メモの趣旨については理解した。持ち帰	承知した。
って組合内で検討するので、制度の詳細も含め	
て、質問があれば次回交渉時に確認させていた	
だきたい。	

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

以上 (給与課)

令和4年6月に支給する期末手当について (メモ)

R4.6.13

1 期末手当の支給月数等

会計年度任用職員に対しては、人事院勧告における期末手当の改定を当年度ではなく次年度から反映させるものとしているところであり、令和4年6月1日に在職する者に、期末手当として1.2月分を支給する。

2 支給日

令和4年6月30日

3 諾否期限

令和4年6月23日

以 上 (給与課)



R4.6.13

	R4.6.13
要 求 内 容	回答
1 行政事務員に勤勉手当を支給すること	1 現行どおりとする。
2 行政事務員の賃金待遇を 60 歳までとし、昇給停止をしないこと	2 現行どおりとする。
3 「同一労働同一賃金」であるべき待遇格差の是正を	3 地方公務員法等の趣旨を踏まえる中で、職務の責
早急に行うこと	任・困難度に応じた報酬体系としているところであ る。
4 行政事務員の欠員についてはその都度採用し定数を	4 非常勤行政事務員の欠員については、同職員の補充
確保すること	を原則とし、各部局において、その都度の採用に努め ているところである。
5 再度任用時の公募試験の実施については撤廃するこ	5 令和4年1月 13 日に合意している内容(令和4年
٤	1月 13 日付けメモ)のとおり運用を行っていく。
6 専門性の高い職種についてはその資格に見合った手 当をつけること	6 現行どおりとする。
7 私療休暇を有給 45 日にすること	7 現行どおりとする。
8 行政事務員の子どもが在籍する学校において、学校	8 現行どおりとする。
閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖になった場合、子の看護休	
暇として認めること	
9 市民の知的財産である図書館、食育を守り非常時の	9 図書館については、今後も、より良い市民サービス
ライフラインとなる学校給食は直営を堅持すること	の提供に向けた事業の実施に努めるとともに、時宜に
	かなった取組・研究を重ね、機能・運営面の向上を図
	っていく。

要求内容	回 答
	学校給食に関して、児童・生徒に対する食に関する
	指導は栄養教諭等が担っているところであり、一方、
	調理業務は、その安全性を確保しつつ、業務の経済
	性・効率性等を比較検討する中で、民間事業者へ委ね
	ることが有効な手段と考え順次進めているものであ
	り、引き続き、児童・生徒への安定的な給食の提供と
	その内容の充実に向け、全校委託化を目指していくも
	のである。
10 恒常的な業務について勤務内容の変更が生じる場合	10 従前より、必要な事項については協議・交渉してい
は事前に労使協議をすること	る。
11 リフレッシュ休暇制度を設けること	11 現行どおりとする。
12 あらゆるハラスメントを見過ごすことなく風通しの	12 今後も寄せられた情報や相談に対して適宜対応する
良い職場環境を守ること	とともに、コンプライアンス推進週間の取組として各
	職場でミーティングを実施するなど、風通しの良い職
	場環境となるよう引き続き努めていく。

以 (給与課)

育児休業の取得回数制限の緩和等について (メモ)

R4.6.13

1 育児休業の取得回数制限の緩和等

- (1) 同一の子についての育児休業の取得回数を、「原則1回まで」から「原則2回まで」に改める。
- (2) 子の出生後8週間以内においては、現行、(1)に加えて「1回まで」育児休業を取得可能としている点について、(1)に加えて「2回まで」育児休業を取得可能に改める。
- (3) 子の出生後8週間以内の育児休業の請求期限について、「1か月前まで」から「2週間前まで」に改める。
- (4) 期末手当に係る在職期間の除算に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないものとする。
- (5) 子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合においては、育児休業の取得要件を緩和する(「子が1歳6か月に達する日まで」に、その任期が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないとの要件について、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」とする。)。
- (6) 子が1歳以上1歳6か月未満の期間の途中での夫婦交替での育児休業取得を可能とすると ともに、特別の事情がある場合の再取得を可能とする。

2 男性職員の育児のための休暇の対象期間の拡大

男性職員の育児のための休暇の対象期間について、「産後8週間を経過する日まで」を「子が1歳に達する日まで」に拡大する。

3 実施時期

令和4年10月1日

4 諾否期限

令和4年6月23日

以 上 (給与課)